

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.44 (2012年7月)



水俣病救済特措法の7月末の申請締め切りは許さない！

水俣病不知火患者会の皆さんを中心にした連日の抗議行動が行われました。

7月3日 環境省前・国会前



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

水俣病特措法の限界と全ての水俣病患者を救済する課題

水俣病不知火患者会 事務局長 林田 直樹

■はじめに

環境省は、今年2月、水俣病被害者救済特別措置法（以下、特措法）の受付期限を7月末までで締め切ると表明した。しかしながら救済を求めて申請する人は増加し続け、6月30日現在、熊本県38,016人、鹿児島県17,908人、新潟県1,665人の合計57,589人の申請者数にのぼっている。

さらに、特措法の対象地域外の方々を中心に、申請者は続々と続いており、制限しようとする環境省との矛盾は深まっている。

■水俣病特措法の限界

2005年10月熊本地裁に提訴されたノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟（以下、ノーモア・ミナマタ訴訟）は、2011年3月、原告らおよび国・熊本県・チッソ株式会社（以下、チッソと略す）と裁判所において歴史的な和解を成し遂げた。水俣病問題において国と初めて和解をなしとげた事にとどまらず、第三者委員会の設置など補償対象患者の特定に原告らの主張を大きく取り入れるなど、その内容においても画期的なものとなった。

ところが国は、原告らの闘いと国民世論に押され、しぶしぶ裁判所での和解に応じながらも、他方では特措法を制定する事によって巻き返しを図っていた。例えば、和解では譲歩せざるを得なかったが、かつて手放した事のない補償対象患者の特定については、同法の場合は和解と違って行政の手に握って離さなかった。

それだけではない。

特措法の主要な目的のひとつに、チッソの分社化により「合法的」に責任逃れの道を開く事があった。特措法の当初の目的は明らかに「チッソ救済法」である。現在のチッソを補償会社として当面存在させ、事業は別会社に移す。補償会社たるチッソはやがて消滅する。JNCと名づけられた新会社は、水俣病を引き起こしたチッソとは法的には別の法人として患者救済の責任を持たない。しかもチッソは、患者補償の完遂を口実に特措法の成立、すなわち分社化を達成した。分社化できなければ患者補償は不可能だと言って、新しく出来たばかりの民主党政権に迫った。民主党政権は自民党と一緒に、自らの党内世論さえ無視して同法を成立させた。

このように複雑な経過もあり特措法自体決して患者救済を最大の目的とするものではなく、水俣病の桎梏から逃れたいとするチッソの救済を抱き合わせるといっておのずから限界を持つ法であった。また、当初、公害健康被害補償法の指定地域解除がもりこまれていたが、ここには、水俣病の「桎梏」から逃れたい国の思惑も見て取れた。

だから不知火患者会は先頭にたって成立阻止に力を注いだのである。そうではあるが一方で進められたノーモア・ミナマタ訴訟の和解協議に引きずられる形で、当初より改善された事は確かである。

ただ不十分ながら患者の救済要求の役割を果たしてきた特措法でさえ、多くの人々の抗議のなかでも近日中に環境省によって申請締め切りが強行されようとしている。

■「出来る」のに「しない」健康調査

ノーモア・ミナマタ訴訟の和解成立後も、特措法による救済を求める患者は増加を続け、6月末まで

にすでに6万人にせまっている。しかもこの1年間だけでも民間医師団による不知火海沿岸各地で実施された住民の検診では、多少の差はあるものの水俣病の症状を持つ患者が受診者の8割、9割という高い比率で確認されている。なかでも特徴は、特措法の対象地域外とされている地域、さらには内陸部に至る行商流通ルートに添って汚染が広がっている事実が解明されたことである。県民会議医師団等の検診の結果では、特措法の対象地域、あるいは公健法の指定地域などよりはるかに広い汚染の広がりが、いくつかのポイントではあるが科学的に実証されている。行政は、今となってはチッソの排水による汚染の証明は難しいとして沿岸住民の健康調査をしようとしなが、臨床医学的には充分可能であることを証明している。沿岸住民、転出者、それに行商流通ルートに沿った健康調査を実施しなければ、おそらく数万人にのぼると思われる最終的な患者の確定はできない。国・熊本県は、最高裁判決によって確定した加害者として、その責任を全うするためにも不知火海沿岸住民らの健康調査を実施すべきなのである。

■すべての患者を救済する課題

国や加害企業チッソにとって「水俣病問題の解決」とは、被害者、住民を黙らせる事と同義語であった。過去、被害の事実を覆い隠すことで被害者、住民を黙らせてきた。若干の金を使って……。その結果、水俣病問題は何度も「解決」をみた。しかしまた、そのたびに患者の闘いは起きた。この繰り返しが水俣病の歴史であった。本当の解決を先送りしてきたことを示している。

7月末の特措法申請締め切りも、この繰り返しになる事を早くも予感させている。それは特措法での非該当患者の存在だ。もちろん水俣病の症状があり、患者であることは間違いない。この人たちに対し、でも行政は汚染の証明を患者側に求めている。例えば、50年も、それ以上も前に魚を買った行商人からの領収書が必要だとか、何十年も前に食べた魚が水俣湾産であったことの証明が必要などと現実離れした理由を付けて患者を切り捨てている。

実際には、不知火海沿岸に住んでいればその魚を一番食べるし、その沿岸からの行商人によって運ばれた魚は残念ながら汚染魚であった。それらを食べた人が現実に水俣病の症状を発症した。あたりまえのことである。それなのに不可能を強要されれば、水俣病の症状に苦しむ患者は闘いに立ちあがる。これもまたあたりまえのことである。

国もチッソも歴史の教訓を学んでいない。

我々は、特措法の申請が、もし締め切られても闘いをやめる事はない。水俣病不知火患者会の目標はすべての患者の救済である。当然、それには法の地域指定の外にある者、また転出した者、行商流通ルートでの入手であっても水俣病患者である以上救済の対象となるべきであると考える。

どう闘うかは手段であって目的ではない。目的を達成するに必要で現実的な手段を選ぶだけである。

■一人の切り捨ても許さない

残された患者の存在は明らかである。彼らの要求に即して何が問題なのか、しっかりと受け止める必要がある。

水俣病闘争の歴史は、常に矛盾に直面した患者が立ち上がり先頭に立ち、困難を克服する繰り返しの途中で前進を勝ち得てきた。ノーモア・ミナマタ訴訟の到達点は今の時点では頂点である。だがいつまでもそうではない。行政がいかに申請を締め切ろうが、患者の切捨てをしようが、必ずや自らの救済を求めて立ち上がる患者がでてくることは、これまでの歴史に学べば必然であろう。

患者がいる限り水俣病は終わらない。いかなる困難があっても、これに伝えていくことが我々の責務といえる。

水俣病大検診を取り組んで

水俣病闘争支援熊本県連絡会議 事務局長 原田 敏郎

6月24日、水俣病の歴史の中で3回目（1987年、2009年、2012年）となる大検診が取り組まれました。実施したのは、水俣病被害者団体と医師などによる不知火海沿岸住民健康調査実行委員会（藤野紘実行委員長）で、これまでの大検診の中で最大規模となる1,396人が受診しました。受診者の87%に感覚障害など水俣病の症状があり、水俣病の公式発見から56年が経過した今でも潜在被害者が多数存在することが明らかになりました。



（6月24日大検診）

検診は水俣市で2会場、天草市3会場、出水市1会場で実施されました。特措法がいう「対象地域外」からの受診者も573人、1969年（S44年）以降に生まれた人41人が含まれています。これらの人たちには対象地域と同じ症状が出現しています。

今年2月3日、細野環境大臣は水俣病特措法（以下＝特措法）の申請受付を7月で締め切ることを表明しました。特措法の正式な名称は『水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法』といい、第4条には「救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない」と明記されています。しかし、今回の大検診の結果を見ても、さらに特措法の申請者数が大臣の締め切り発言以降、増え続けていることを見ても、特措法の受付を締め切っただけで問題が解決するわけではありません。強引に締め切ってしまうと法がいう「あとう限りの救済」とはほど遠く、むしろ多くの被害者の切り捨てにつながり「紛争の火種」を残すことになってしまいます。

環境省は「チッソの排水が止まって長年たち、今では症状との因果関係がわからない」「医師不足」などを理由に私たちの再三にわたる住民健康調査の実施を拒んできました。それに対し、今回の検診結果は、不知火海沿岸一帯に被害が広がっていること、今でも住民健康調査は可能であること、民間と行政が力を合わせれば医師不足は克服できることを示しています。

私たちは、特措法の成立に厳しく抗議し、反対してきたという経過があります。それは原因企業であるチッソの分社化という加害責任逃れの企業救済法であり、被害者救済法というには程遠い内容だったからです。ノーモア・ミナマタの裁判をたたかう中で被害者救済の内容が決まりました。特措法は加害者が被害者を選別する、根拠のない対象地域・年代（居住時期、期間）という線引きがある、救済の基準が明らかではないなどの大きな欠陥はありますが5万人を超える人が申請し、救済を求めています。言い換えれば、どんなに欠陥があっても法ができたことにより申請者を救済しなければならないという義務が発生し、申請者の数からしても数万人単位の被害者を救済しなければなりません。

大検診以降も検診希望者は増え続けています。不知火海沿岸地域の対象地域外だけでなく、行商ルートと呼ばれる山間部にも被害者が存在します。受付が締め切られようが、救済法がなくなってしまうのが被害者は必ず立ち上がります。私たちは被害者の要求がある限り「すべての被害者の救済」をめざして、今後もあらゆる方法でたたかっていきます。

NPOみなまた代表理事 藤野 紘

2012年6月11日、水俣病に半世紀以上取り組まれた原田正純先生が数々のガンと闘い、乗り越えながら、今回は急性骨髄性白血病にて77歳で急逝されました。寿美子夫人をはじめご遺族、関係者の皆様に心から哀悼の意を表します。同月14日営まれた「お別れの会」には水俣病患者さんら各界から1,300人が参列し、先生のお人柄からくる交際の広さを示していました。

私は1969年4月熊大神経精神医学教室に入局しましたが、当時原田先生は講師で同年6月11日提訴された水俣病裁判の支援をされていました。原田先生は先天性（胎児性）水俣病の研究で日本精神神経学会賞を受けるなど大変有名ですが、その研究当時多発していた原因不明の脳性小児麻痺患者を先天性水俣病と確定させる上で、同時に存在していた精神遅滞（知的障害）の患児を神経症状が重篤でないことを理由にそれから除外していました。それが正しかったどうかを明らかにするために、当時の対象が中学1～3年生として在籍していた全員を対象とした健康調査が計画されました。

私は原田先生の指導と教室員の協力を受けて、70年夏よりその調査に取り組みまとめました。結果は原田先生の予想通り17.5%の生徒に精神遅滞が確認され、それらはメチル水銀の影響と考えられました。この研究は翌年より袋校区の三分の一にあたる水俣病多発地域の湯堂、出月、月の浦の悉皆調査（熊大二次研究班、班長武内忠男教授）として発展しました。この調査にも私は教室員の一人として参加しました。このように、重症の水俣病の底辺に多くの被害者が潜在していること、汚染された全てを対象とする悉皆調査が重要であることなどを原田先生より学びました。これらは私の水俣病研究の原点となっています。

二次研究班が73年5月発表した「第三水俣病」の問題で、翌月原田先生は大牟田市で、私達は徳山湾で水俣病類似患者を発見しました。しかしこの問題は政府により政治的に抹殺されました。武内忠男教授は「ガリレオ裁判」と評しました。これを契機に水俣病切り捨て政策が繰り返されました。それに対する原田先生と私達の共同の取り組みも進みました。

第三、第四水俣病の原因と考えられるカセイソーダ工場の問題では、同工場によるカナダの原住民の同一汚染地域の健康調査を原田先生とともに4回にわたって行いました。水俣病の診断基準を明らかにした桂島検診では論文のまとめを原田先生に指導していただきました。潜在患者を発掘する大検診では09年9月には実行委員長に、本年6月には呼びかけ人と顧問になっていただきました。

私たちは原田先生の遺志を引き継ぎすべての被害者救済実現のため努力したいと思います。

原田正純先生安らかに眠りください。

1976年大学4年の夏、私は、水俣診療所（現水俣協立病院）と熊本県民医連が主催する夏期研修に参加していました。そこで、上野恵子さんと初めて会ったと思います。私がイメージしていた「婦長さん」より若く、瑞々しくも、はつらつとした印象を受けたことを覚えています。以来、30年をこえるお付き合いは、まさに「戦友」でした。



「2011年11月12日の設立10周年記念の時に 中央が上野さん」

上野さんについて、たくさんの思いがありますが、ここで語るべきは、NPOみなまたの設立と「三郎の家」建設ではないかと思います。

水俣病第三次訴訟をはじめ全国の水俣病裁判の2000人の原告を率いて団長としてたたかった橋口三郎さんが、訴訟が終了して少し落ち着いた2000年に「自分の家と土地を水俣協立病院に寄付するので、これを使って何か役に立つことに使ってほしい」といわれました。橋口さんとしては、自宅を提供してでも鹿児島県出水市（水俣市の隣）に民医連の診療所を作ってほしいというのが、一番の願いでした。しかし諸般の事情で診療所建設はむずかしかつたので、当時水俣協立病院が実績を積み重ねていた認知症対応のグループホームを建設することになりました。また、医療法人ではなく、市民が参加しやすく、広がりをもった経営にするためにNPO法人を設立することになりました。これが、NPOみなまた設立、「三郎の家」建設の始まりでした。

当時私は、水俣協立病院の総務課におり、水俣病被害者の会事務局も非専従で兼務していましたので、必然的に窓口、推進役にならざるを得なくなりました。その当初から私の相方となったのが、当時芳和会の看護部長の任にあった上野さんでした。

県南に初めて作るNPO法人であり、同時に認知症対応のグループホームを立ち上げることは、まったくの手探り状態でした。NPO法人で運営している介護施設の視察、熊本県庁へも法人立ち上げのことで、上野さんといっしょに幾度となく足を運びました。

NPO法人立ち上げは、おもに私の仕事になりましたが、上野さんには、この法人がめざす理念、目的など根幹を大いに議論しました。上野さんの意見のおかげで、NPOみなまたの設立趣意書は、志も格調も高いものできたと思っています。

また「三郎の家」建設にあたっては、出水市のみなさんへの協力依頼、鹿児島県庁や出水市役所に助成金や建設認可のことで、本当に何度も足を運びました。対応する担当者に認知症対応のグループホームについて、上野さんは、どんな場面でも熱く語るのです。私が驚いたのは、上野さんの付き合いの広さです。もともと看護、介護の分野での人的つながりがありましたが、これを日々の実践の中で広げ、より強くしていました。在宅ケア研究会の活動などはその典型です。これが、三郎の家建設の原動力になり、その後NPOみなまたが展開するグループホーム群の基礎になったことは、間違いあり

ません。

困難もありましたが、上野さんの持ち前の明るさと楽天的なものの考えた方に幾度救われたかわかりません。そんな時に上野さんをほめると、上野さんは、「ああたばかりは、そぎゃんこつばっか言うて。私は、なあんもしとらんとよ」と言って謙遜していました。

法人名をひらがなで「みなまた」としたのは、それが単に地域を指しているものではなく、再び悲惨な公害を繰り返すことがないように、水俣病を経験した不知火海沿岸地域が安心して住み続けられる街となるよう思いを込めたものです。上野さんの実践は、まさにこのことを体現しているものです。

ところでこの「NPOみなまた」のネーミングの発案は、私だと思っていました。ところが上野さんも、それは私が決めたものと言っていました。お互い譲らず、そのうちどうでもよくなったのですが、ここは、上野さんが発案したことにしておきたいと思います。

上野さん、ありがとう。ここはゆっくり休んでください。

介護者としての原点を受け継いで…

上野さん、本当にお疲れさまでございました。

上野さんは、2001年のNPOみなまた設立に中心的に関与されました。そして、NPOみなまたは、今日まで大きく前進し、発展してきました。また、上野さんは、地域の福祉・介護の向上のために法人内にとどまらず、本当に様々な分野の多くの皆さんと関わってこられたことを実感いたします。そんな上野さんの存在は、この地域に欠かすことのできない存在でしたし、私たちNPOみなまたにかかわるみんなの誇りでした。



「とことん入居者に寄り添うケア」を私たちに教えてくれたのは上野さんです。迷った時には「入居者の立場にたって考えたら間違いないよ」と私たちの背中を優しく押してくれました。そして、どんな相談でも否定せずに、やさしく暖かく聞いてくれました。だから私たちは安心して働くことができました。

病を得られてからも上野さんは変わらぬ情熱で私たちを支えてくださいました。様々な場面での上野さんの温かく、時には厳しく、情熱的な言葉を思い出します。いつも前を見て、ポジティブで、原則的で、私たちを、介護者としての原点に立ち返らせてくださいました。

上野さんを失ったことは、大変な痛手です。何者にもかえがたい大黒柱をなくした想いです。でも、上野さんが永年にわたって培ってこられた「入居者の立場に立つ」というご遺志は、NPOみなまたの根幹そのものです。そのことをしっかり受け継いでいくことが、私たちの使命だと決意を新たにしています。

上野さん、本当にお疲れ様でした。本当に、ありがとうございました。

いまは、どうか安らかに眠りください。

合掌。

柏木 敦子（NPOみなまた理事・介護部長）

「風雪の百年 チッソ株式会社史」を読む

北岡 秀郎

2011年9月20付で100年にのぼるチッソ株式会社（以後チッソと呼ぶ）の社史が発行された。656ページに及ぶ大部冊であるが、どこの会社でも100年となるとそれなりの紆余曲折を経るものだろう。ここでは事の性質上、水俣病問題の側面から社史を見ることにする。

冒頭「発刊にあたって」で、後藤舜吉会長が水俣病に関して「後半の50年は、この問題との苦闘の歳月であった・・・」と述べている。そして本文において章を立てて（第6章）「業界再編と水俣病問題 1965～78年」として水俣病問題を取り上げている。さらに前章（第5章）においても「水俣病の発生と補償問題」など、各所に断片的に水俣病問題に触れている。このことから水俣病問題がチッソにとって決して小さくない問題であったことがわかる。ただ問題の取り上げ方は、この問題が「いかに経営を圧迫したか」、という観点に終始している。経営の圧迫を招いた加害企業・その経営者としての立場はどこかに行ってしまっていて、淡々と事実関係を述べるにとどまっている。

しかも、その事実関係さえも自らに都合の悪い事実は見事に消しさらされている。たとえばアセトアルデヒド工場排水を直接投与して水俣病を発症させた猫400号の実験結果はどこへ行ったのか。熊本大学の「工場原因説」に関して反論した「当社の見解＝工場の反論」はどこに消えたのか。水銀排水に何らの効果がないとわかっていて取り付けた「サイクレーター」は「総合排水処理施設」として登場し、それに続いて漁協をはじめ患者互助会との「社会的紛争も解決した」という記述にいたっては、まるで水俣病を引き起こす原因物質を取り除く装置であるように再び偽装している。直後に、「見舞金契約」を押し付けた結果、患者を黙らせた「解決」を表現して、被害者である水俣病患者の加害者チッソに対する当然の補償要求を「社会的紛争」と称し、まるで自らが被害者であるかのような転倒した記述さえみられる。加えて自らの社長や工場長が、水俣病患者に対する刑事事件（業務上過失致死傷罪）で有罪判決を受けた事実と反省は一行も触れられていない。

総じて、水俣病を発生させた加害者としての自覚も反省のかけらも感じる事が出来な1い。それがチッソという会社の公式の社史である。後藤会長が述べた「苦闘の歳月」とは、いかに患者を切り捨て、自らの経営を守ることにのみ「苦闘」した歳月であったかを自ら自白している、と読み取れる。

チッソは、戦前において朝鮮半島をはじめアジア各地に生産拠点、販売拠点を設けた。筆者はかつてシンガポールにおいてチッソが工場を設けていたことを知り驚きを禁じ得なかった。中国・海南島は有名であったがもっとはるかに広く進出を果たしていた。それは例外なく軍部と癒着しアジア侵略と結びついてのものである。1945年の日本敗戦によってチッソは全体の8割を占めたとされる海外資産を失った。

それでもチッソは、食糧増産を口実に政府の特別な支援を得て化学肥料を大量生産し急速な回復・復興をなしとげた。塩化ビニール可塑剤はチッソが生産を独占し当時としては巨額の利益を確保した。これらは政府の援助、支援のたまものであった。かようにチッソは国家と結びついて発展した特有の歴史を持っている。せめて社史である以上、事実の列記に加え、そのことに分析を加えてほしかったと思っ



ている。なかでも水俣病が発生し患者がバタバタと死亡しているさなか、原料を有機合成化学から石油化学に転換。それをスムーズに進めるためスクラップ・アンド・ビルド方式により、チッソは旧来方式での大増産を強行して患者大量発生を放置したこと、これは第二期石油化政策の最大の誤りであり、政策執行者の国とともにチッソも厳しい自己批判を迫られるはずである。

チッソと国の結びつきは、水俣病救済特別措置法の最大の眼目である「チッソ事業部門の分社化」を政府に認めさせた流れとなった。今回の特措法の成立には、かつてない多数の患者救済を人質にとり、決して欠損を出すことのない分社化の実現を迫ったものである。これまでもチッソは患者救済、公害処理など自ら引き起こした不始末に公的支援を強要してきた。それがなければ患者救済もヘドロ処理もできないと言って。今回の特措法による分社化の実現、同法による水俣病患者の救済に多額の公的資金が投入されることもまた戦前から続く国家との癒着構造が形を変えながら続いていることのないことの証明と思う。国の側からは、チッソのこれまでの患者切り捨ての構造からともに利害を一致させ出来た結果であった。それは患者補償のたびにチッソの一時金支出とともに行政が医療費や療養手当を支給しなければならずまさに利害が一致していたからである。自らも水俣病の拡大における法的責任を負うべき国が、チッソを前面に立てて責任がないかの様にふるまう態度を逆手に取ったチッソは、分社化という責任逃れを法制度として実現した。このことは我が国の公害史上あまりにも無責任な態度として後世から厳しく批判されるだろう。

とにかく分社化を成し遂げたチッソは、「水俣病の桎梏」から逃れる道を歩き始めた。そのことは結果的には残された国・県が患者の要求を正面から受け止めざるを得なくなったことでもある。今後の患者の戦い如何では、国・県とチッソに大きな矛盾を抱える事になるかもしれない。民間医師団が何度も掘り起こし検診で示したように、現在においても患者の症状は把握できることは科学的に証明された。行政はいまこそ沿岸住民の健康調査を実施すべき絶好の時期である。

現在、水俣病関係では、特措法による救済、中でも汚染対象地区外とされた人たちの救済、汚染時期とされる以降の出生者の救済問題が最後のつばぜり合いを演じている。国がかたくなに申請期限の7月末を何の根拠もなく申請締め切りを決めているからだ。社史では原稿締め切りの時期的なこともあり触れていないが、チッソの経営守備範囲の患者補償可能額と決して無関係ではないだろう。「それ以上行政が口を出すなら金も出せ」。これまでのチッソの歴史はそれを示している。

さて振り返ってみると、これまで述べてきたように、チッソ社史のもっとも大きな特徴は、水俣病問題の記述において、根本的な誤りを含みながらも、少なくとも正規の公式の社史の中に水俣病問題をチッソの観点から位置づけたことにある。分社化会社・JNCはペーパーの上では動き始めた。補償会社チッソは遠からず消滅する。「水俣病の桎梏」から逃れる事は完成する。その意味でチッソにとっては、チッソ社史の役割は、水俣病問題での「みそぎ」にあったのではない。

後藤舜吉会長は、冒頭の「発刊にあたって」の中で、水俣病問題について「会社としては、別途、この問題についての記録を著し、のちに伝えたい・・・」としている。この中で述べるべきことは、患者への謝罪と反省、再発防止策の構築であるべきであろう。

我々は、患者の完全な救済まで、国・県はおろかチッソの責任を免罪する気はない。そのための手段を選ぶに、こちらから手を縛るつもりもない。チッソにとって「風雪の歴史」は終わることはない。

「原発なくそう！九州川内訴訟」の意義

九州川内訴訟弁護団

弁護士 森 雅美

福島の人たち、特に子供たちが放射線にさらされ、何年か後にその影響で病気になっていく可能性が指摘されています。他方で何事もなかったように原発再稼働が実行されています。そのような中、2012年5月30日「原発なくそう！九州川内訴訟」の第1回提訴を行いました。原告は鹿児島県、熊本県、宮崎県を中心に1114名です。九州玄海訴訟に続いて九州にある全部の原発の稼働を止めようとする訴訟の始まりです。



いうまでもないことですが、昨年3月11日、東北地方を襲った大地震により、福島第一原発において、最悪の事故が発生しました。その被害は甚大で従前への回復は不可能とさえいわれ、事故自体の終息さえ未だ目途がたらず、今なお、放射能は排出されています。

そもそも日本は、世界有数の地震国であり、かつ、現在、活動期に入っているといわれています。そのような国土に未だ人類が制御できない原子力による発電所を設置すること自体、危険極まりないことだったのでした。

これまで原発は国策として推進されてきました。行政、立法のみならず、司法も国策を追認してきました。しかし、福島第一原発の惨状を目の当たりにすれば、裁判官の中には一人の人間として原発に向き合う人もいるはずで

す。裁判では法廷という公開の場でそれぞれが主張し、その正否が判断されることとなります。裁判を通じて国が所持する様々な情報を引き出せる可能性もあります。現在、再稼働がどこでどう議論されたか不明のまま闇雲に押し進められていますが、裁判では徹底して公開の場で進められます。裁判のメリットのひとつはそこにあります。

マスコミも裁判の期日がある度に注目するでしょう。廃炉を求める方法にはいろいろあるでしょうが、福島の参事を風化させずに闘っていく方法として最も有効な手段のひとつと弁護団では考えていま



提訴の日に

す。

玄海訴訟にはすでに4000名を超える原告が参加しています。川内訴訟も今後も多くの市民に原告として参加することを求めて運動を展開し、他の多くの反原発の運動を進めている人たちとも連携しながら活動していく予定です。

このような訴訟が九州を皮切りに、徐々に全国の多くの原発にも広がっていくことを期待しています。

私たちの選択で原発を止めましょう

「原発なくそう！九州川内訴訟」原告団長 森永 明子

私が薩摩川内市に引っ越してきたのは、2000年の春。夫が生まれ育った家があったからでした。私の故郷広島県とはまったく違う東シナ海の海岸線の風景がすぐに大好きになり、温泉に行ったり、鹿児島のお菓子や焼酎を友人に送ったりして、初めてだらけの鹿児島の生活を楽しんでいました。

しかし、市の広報紙といっしょに配られる「原子力広報」、毎年口座に振り込まれる「原子力立地給付金」、一日中物騒な放送が流れてくる「原子力防災訓練」など、これまで私が住んでいたこの地域にもないものが薩摩川内市にはありました。

そして、川内原発3号機増設計画が発表された3年前に、初めて地元で反対運動を続ける方々との出会いがありました。運動に関わるようになって初めてわかったのが、薩摩川内市にも市民を二分するような激しい反対運動の歴史があり、現在もその運動が引き継がれているということでした。私も、一緒になって議会の傍聴に行ったり、街宣やチラシ配りを手伝ったりしましたが、3号機の増設は市民の間で大した議論が行われることもなく決まってしまいました。

その後の福島第一原発事故で、川内原発3号機の増設は止まりました。そのことがなかったら工事は計画通りに進んでいたのだらうと思います。1、2号機も定期点検で止まったままです。

国や自治体の推進の姿勢は相変わらずですが、私の周りは変わってきました。一緒に活動する仲間も増え、自分で考えて行動する人に出会って元気をわけてもらうこともあります。

事故ではなく、私たちの選択で原発を止められる、そんな明るい希望を持って、これからの訴訟を始めとした原発を止めるためのさまざまな活動を続けていきたいと思っています。



☆☆あなたも「玄海・川内原発差止め訴訟」の原告になってください☆☆

福島でおきた東京電力の原発事故で、原発の安全神話は崩れました。でも実はまだ福島の被害の実態ですら明らかになっていません。私たちは裁判という手段で真実を引き出し、国と九州電力を相手方として、原発の危険性・不合理性を主張し、原子力発電所の永久の運転差止めを請求しています。

あなたもぜひこの趣旨にご賛同いただき、1万人原告のおひとりになってください。原告参加費用は、5,000円です。（「原発なくそう！九州川内訴訟」パンフより）

*詳しくは下記へ

◇鹿児島 弁護士法人白鳥法律事務所 TEL (099) 227-2655

◇熊本 熊本中央法律事務所 TEL (096) 322-2515

◇宮崎中央法律事務所 TEL (0985) 24-8820

◇原発なくそう！九州川内訴訟 <http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/entry.html>

☆☆ はじめまして ☆☆

今年1月から、ふれあいの家で働かせていただいています。

家では父と二人で祖母の介護をしています。介護の仕事は今回が初めてで、大変なことや楽しいことなど家での介護とはまた違ったことを日々経験させていただいています。

利用者様から学ぶことも多く、まだ周りのスタッフの方々に助けていただきながらですが、利用者様が安心して過ごせるよう頑張っていきたいと思っています。

まだまだ未熟なところもありますが、よろしくをお願いします。

ふれあいの家 元村 健二



私は3月から、ふれあいの家で働いています。入居者の方は9名いらっしゃり、皆様個性があります。お声かけしても、なかなか反応して下さらない方から「ボソッ」とおもしろい返答が返ってくる時は、とても嬉しいです。

ご機嫌の良い時、満面のかわいい笑顔を見せてくれる方。いつも笑顔を振りまかれ、スタッフを労ってくれる方。おかげで毎日楽しく、あっという間に一日が終わります。

これからも、ふれあいの家をご自分の家だと思っていただけるように気持ちの安らぐ環境を作るお手伝いができたらと思います。

ふれあいの家 藤原 美和



活動日誌 (2012年5月～7月) NPOみなまた

- 5月1日 水俣病犠牲者慰霊式
- 9日 事務局会議 (第2、第3定例)
- 10日 介護部会
- 11日 鹿児島県グループホーム連絡会総会
- 14日 まちかど健康塾 (28日も))
- 19日 介護支援専門員出水支部総会
- 28日 三郎の家、運営推進会議
- 29日 ふれあい、運営推進会議
- 6月11日 まちかど健康塾 (11、25日)
- 12日 介護部会
- 13日 熊本県集団指導
- 21日 まちかど交流会
- 23日 三郎の家、家族会
- 24日 水俣病大検診
- 29日 社会福祉施設新任研修会
- 7月3日 介護部会
- 4日 理事会
- 18日 サービス連絡協議会
- 28日 第12回定期総会

☆☆☆水俣病現地調査☆☆☆

8月25日 (土) 13時～

チッソ水俣工場及び周辺調査

海上調査

行商ルート調査

18時から大交流

8月26日 (日) 9時～

総決起集会 (水俣市公民館)



編集後記

自分も水俣病では…との相談が相次いでいます。しかも、行政の示す救済要件からはじき出された方々からの深刻な問い合わせが多くなっています。水俣病はまだまだ終わりではありません。